

放任果樹等伐採事業補助金の交付について

目的

人の生活圏にあるクマを誘引する樹木の伐採を行うことにより、クマによる人身被害の未然防止を図ります。

申請方法

申請期間：令和7年11月4日～令和8年2月28日
(令和8年3月31日までに伐採が完了し実績報告をできる方)

対象者：伐採する樹木の所有者(所有者から委任を受けた者)

種類：栗、クルミその他の堅果類、柿の木など

補助対象経費：1申請あたり3本まで(伐採及び処分に係る委託料)

補助金額：1本あたり上限3万円

必要書類：申請書、位置図及び現況写真、
伐採に係る経費を確認できる書類

注意事項

- ① 補助対象経費に4分の3を乗じて得た額以内の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。
- ② 補助金の交付は、当該年度において同一の者につき1回に限るものとする。
- ③ 補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- ④ 国、他の地方公共団体等から補助金の経費を受けている経費は、補助対象経費から除くものとする。
- ⑤ 依頼を受けた事業者が伐採するものを対象とし、個人による伐採は補助対象外となります。
- ⑥ 交付決定は受付順となります。(予算がなくなり次第終了)
- ⑦ 審査内容等によりご希望に添えない場合がございます。

申請書

市のHPからダウンロードして頂くか、各庁舎の窓口までお越しください。

申請場所

むつ市農林畜産課、川内庁舎、大畑庁舎市民生活課、脇野沢庁舎総合課
(詳しくは TEL0175-22-1111 内線2626)